

令和 8 年度札幌市産後ケア事業（訪問型）新規実施助産所募集要項

1 事業の目的

支援を必要とする産婦を対象に、心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うことにより、育児力を高め、不適切な養育や児童虐待を防止すること、また、単に産婦の休息に留まらず、地域に戻ってからも育児が適切に行えるよう、育児力を高めるような支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要

事業の実施日については、原則、土曜日、日曜日、祝日および年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く平日とする。

(1) 事業の形態は、次に掲げる内容とする。

産後ケア事業（訪問型）（以下「訪問型」という。）

受託者が利用者の居宅を訪問して、母子への心身のケア等を実施するとともに、育児に関する保健指導等を実施する。

実施時間は、午前 9 時から午後 5 時までの間で、利用者の希望する連続した 2 時間とする。

(2) 母子への心身のケア等、育児に関する保健指導等は、次に掲げる内容とする。

ア 母体の体力の回復への支援

イ 産婦の母体管理、精神的ケア及び生活面の指導

ウ 乳房手当に関する相談及び指導

エ 沐浴、授乳等の育児手技に関する相談及び指導

オ 新生児及び乳児の発育・発達に関する相談及び指導

カ 家庭における子育てや生活に関する相談及び指導

キ その他必要とする育児に関する相談及び指導（離乳食等栄養指導も含む）

3 利用対象者

市内に住所を有する産後 1 年未満の産婦及びその乳児であって、産後ケアを必要とする者とする。ただし、医療が必要な者は除く。

4 実施要件・応募資格

次の要件をいずれも満たす札幌市内および札幌市に近接する市町村において、実施可能な事業者とする。

(1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める助産所であること。

(2) 事業責任者を配置すること。

(3) 事業に従事する助産師は、母子への心身のケア等に関する知識及び技術について高

い専門性を有すること。

- (4) 地域に住む産婦あるいは乳児に対する訪問指導の実績があること。
- (5) 類似の産後ケア業務について実績があること。(母乳育児相談や母乳手当等を実施した実績とする。)
- (6) 「2 事業の概要」に規定するサービスが提供できること。
- (7) 事業の実施に必要な物品等は事業者負担で用意すること。
- (8) 「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」(令和2年8月5日付け子母発 0805 第1号母子保健課長通知別添)を遵守すること。
- (9) 利用者から直接、利用希望の申込みを受け付け、日程調整を行うこと。
- (10) 産後ケア実務助産師研修を修了、あるいは令和8年3月までに修了予定であること。
- (11) 他機関と協力連携するなど、必要に応じて支援を受けられる医師(産科、小児科等)と連携できるよう体制整備をしておくこと。
- (12) 札幌市及び一般社団法人北海道助産師会との適切な連携・調整ができること。また、必要に応じて札幌市に対し、支援が必要な母子に関する情報提供を行うこと。
- (13) 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、事業開始までに加入すること。
- (14) 審査結果通知において、実施施設として選定され以降、申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情があった場合を除き、途中辞退しないこと。

5 契約期間

契約締結日(令和8年4月1日)から令和9年3月31日

6 応募の概要

- (1) 北海道助産師会に書類提出をもって応募とする。なお提出書類は、札幌市子ども未来局子育て支援部と共有する。

(2) 提出書類

- ア 申請書兼誓約書(様式1)
- イ 事業者概要(様式2)
- ウ 産後ケア事業実施計画書(様式3)及びその別紙
- エ 損害賠償(保険加入または積立金)の加入が確認できる書面
※すでに加入中の場合に限る

(3) 提出方法

北海道助産師会へ郵送またはメールにて送付すること。

(4) 受付期間

令和 7 年 11 月 20 日から令和 7 年 12 月 5 日まで

(5) 事業開始までの流れ

- ア 応募（申請）、書類選考
- イ 札幌市子ども未来局、北海道助産師会担当者との面談
及びロールプレイによる審査
- ウ 審査結果通知
- エ 札幌市産後ケア事業（訪問型）研修会を受講
- オ 北海道助産師会による研修プログラムを受講
- カ 北海道助産師会と契約締結・本業務開始（令和 8 年 4 月 1 日より）
※北海道助産師会が代表して札幌市と契約締結予定

(6) 審査結果の通知

提出書類に基づき、面談・ロールプレイにより審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を選定し、実施施設と契約を締結する。審査の結果は実施施設に通知する。

なお、審査にあたっては札幌市の担当と提出書類を共有し、札幌市担当者と協議の上決定する。

7 委託料等について

以下の表のとおりとする。

なお、利用開始日の 2 営業日前の 12 時までに、利用変更・中止希望の連絡があった場合は、キャンセル料を取らず受付をすること。利用開始日の 2 営業日前の 12 時までに利用変更・中止の連絡がなく利用変更・中止した場合においては、利用回数をカウントし、利用者負担を徴収しても差し支えない。

また、以下の表以外に発生する利用者負担については、原則徴収しないこととする。ただし、利用者の希望に応じて、利用者負担が発生した場合には徴収しても差し支えない。

(表)

事業内容種別	世帯種別	総事業費	委託料	利用者負担
訪問型	一般世帯	7, 1 0 0 円	4, 6 0 0 円	2, 5 0 0 円
	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯		6, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円

※多胎児加算（児 1 人につき委託料 5 0 0 円加算）